

大阪市子育て安心マンション認定制度要綱

制 定 平成17年6月1日

最近改正 令和3年4月1日

(目 的)

第1条 この要綱は、子育てに配慮した仕様の住戸と子育てを支援する環境を備えた良質な民間のマンションを市長が認定し、広く内外に発信することにより、子育てに資する居住環境整備と子育て世帯の市内居住を促進することを目的とする制度（大阪市子育て安心マンション認定制度）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによるほか、当該各号の定めるところによる。

- (1) マンション 次に掲げるものをいう。
 - イ 延べ面積の過半が住宅の用途に供するもので、2以上の住戸が存する建築物並びにその敷地及び附属施設
 - ロ イに掲げる建築物を含む数棟の建築物並びにそれらが存する一団地内の土地及び附属施設
- (2) 分譲マンション 分譲を目的として建設されるマンションをいう。
- (3) 賃貸マンション 賃貸借契約を締結して賃貸するマンションをいう。
- (4) 大阪市子育て安心マンション 市内において建築されるマンションで、次条に定める要件を全て満たすものとして市長が認定することをいう。
- (5) 計画認定 新たに建築されるマンションの計画であつて当該マンションが大阪市子育て安心マンションとして次条の要件を満たすマンションの計画であることを認定することをいう。
- (6) 竣工認定 竣工後、居住が開始されていないマンションであつて当該マンションが大阪市子育て安心マンションとして次条の要件を満たすマンションであることを認定することをいう。
- (7) 事業者 大阪市子育て安心マンションを供給しようとする者をいう。
- (8) 住戸専用部分 住宅の用に供する部分のうち、居室、リビング、ダイニング、キッチン、トイレ、浴室、室内の収納スペース等の部分（以下「専有部分」という。）及び各住戸が専用する外部に面した窓、バルコニー、アルコーブ、ポーチ、トランクルーム等の部分をあわせたものをいう。
- (9) 共用部分 マンションの部分のうち、前号に規定する住戸専用部分を除いた部分をいう。
- (10) キッズルーム 子どもが遊んだり、保護者同士が交流したりできる共用部分の居室（集会所等と兼用も可）をいう。
- (11) キッズコーナー 子どもが遊んだり、保護者同士が交流したりできる、屋内の空間の一部を利用して常設されたスペースでキッズルーム以外をいう。

(要件)

第3条 前条第4号の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 民間のマンションであること。
- (2) 敷地面積が300㎡以上で、10以上の住戸が存するマンションであること。
- (3) 全住戸において、専有部分の床面積が1戸当たり40㎡以上で、そのうち55㎡以上のものが全住戸の3分の2以上あるマンションであること。
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく、設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の交付を受けるマンションであること。ただし、賃貸マンションについては、この限りでない。
- (5) 子育てに資する「快適で安心」、「便利で安心」、「安全で安心」、「楽しくて安心」、「いろいろ安心」という5つの視点に沿ったマンションとして、別表に定める認定基準を次のとおり満たすものであること。
 - イ 別表の区分のうち「共用部分」及び「その他」に係るものについては、区分ごとに定める基準を適合必要数以上満たしていること。
 - ロ 別表の区分のうち「住戸専用部分」に係るものについて区分ごとに定める基準を適合必要数以上満たす住戸（以下「認定対象住戸」という。）が全住戸の2分の1以上であり、それらの専有部分の床面積は1戸当たり 55 ㎡以上であること。ただし、「住戸専用部分」に係る基準は住戸ごとに適用できるものとする。
- (6) 本制度の目的に合致するものであること。

（認定の除外要件）

第3条の2 市長は、第2条第7号に規定する事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第5号又は第6号に規定する認定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- 2 市長は前項の規定により認定を行わないことを決定したときは、すみやかに当該事業者に通知する。

（事前協議）

第4条 計画認定を受けようとする事業者は、計画認定申請書提出の前に、あらかじめ市長に申し出て、この要綱に定める要件等について必要な協議を行わなければならない。

（計画認定申請等）

第5条 計画認定を受けようとする事業者は、前条の協議終了後に認定申請書（別記様式1）の正本及び副本各1通に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 子育て仕様・支援計画書（別記様式2）
- (2) 位置図（縮尺1/2, 500程度）
- (3) 区域図（計画地の周囲200m程度の範囲を詳細に示すもの）
- (4) 設計図書（配置図、各階平面図、立面図、断面図及び住戸詳細図、外構図、動線計画図で、認定基準に関わる内容が詳細に示されたもの）
- (5) 事前協議の経過を記載した書類
- (6) 設計住宅性能評価書の写し（賃貸マンションについては、取得する場合のみ）

- (7) 認定基準に関わる設備等の仕様を示すカタログ、その他認定基準に関わる内容に関して市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項により申請された計画が第3条各号に掲げる要件全てに適合すると認めるときは、計画を認定し、計画認定証（別記様式4）により事業者に通知する。
- 3 市長は、前項の規定により認定した計画の概要を公表することができる。公表の方法は、市のホームページへの掲載等によることとし、その内容は次のとおりとする。
- (1) 事業者名
 - (2) 計画認定を受けたマンションの所在地
 - (3) 計画認定日
 - (4) マンションの概要
 - (5) 設計者名等、その他必要な事項
- 4 第2項による認定を受けた事業者（以下「計画認定事業者」という。）は、その旨を広く一般に広告・表示する場合は、次の各号の項目全てを明示しなければならない。
- (1) 大阪市子育て安心マンションの計画認定を受けたものであること
 - (2) 計画認定日
 - (3) 認定対象住戸以外の住戸を含む場合は、その旨とその住戸の位置
 - (4) 認定マークを表示する場合は、別記様式18によること
- 5 市長は、第1項により申請された計画が第3条各号に掲げる要件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指示することができる。
- 6 市長は、第2項による認定を行わない場合は、計画を認定しない旨の通知書（別記様式6）により事業者に通知する。
- 7 第2項による認定を受けた計画認定事業者は、申請内容のうち、認定要件に関わらない事項について変更する場合は、変更届出書（別記様式3）に変更に係る必要な添付図書を添えて速やかに市長に届け出なければならない。
- 8 第1項による申請をした事業者は、市長の認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、申請取下届出書（別記様式19）を速やかに市長に届け出なければならない。

（変更計画認定申請等）

- 第6条** 計画認定事業者は、前条第2項の認定を受けた日から次条に規定する申請を行うまでの間に、認定要件に関わる事項について変更する場合は、認定申請書（別記様式1）の正本及び副本各1通に、それぞれ変更前と変更後の違いを明示した書類を添えて、あらかじめ市長にその旨を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項による申請が、第3条各号に掲げる要件全てに適合すると認めるときは、変更計画を認定し、変更計画認定証（別記様式5）により計画認定事業者に通知する。
- 3 市長は、前項の規定により変更計画認定した計画の概要を公表することができる。公表の方法は、前条第3項を準用する。
- 4 第2項による認定を受けた計画認定事業者がその旨を広く一般に広告・表示する場合は、前条第4項を準用する。
- 5 市長は、第1項により申請された計画が第3条各号に掲げる要件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置をとるよう計画認定事業者に指示することができる。
- 6 市長は、第2項による認定を行わない場合は、計画を認定しない旨の通知書（別記

様式6)により計画認定事業者に通知する。

- 7 第2項による認定を受けた計画認定事業者は、申請内容のうち、認定要件に関わらない事項について変更する場合は、変更届出書(別記様式3)に変更に係る必要な添付図書を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(竣工届兼竣工認定申請等)

第7条 計画認定事業者は、認定に係るマンションが竣工したとき、竣工届兼認定申請書(別記様式7)の正本及び副本各1通に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 子育て仕様・支援計画書(別記様式2)
 - (2) 位置図(縮尺1/2, 500程度)
 - (3) 区域図(計画地の周囲200m程度の範囲を詳細に示すもの)
 - (4) 検査済証の写し
 - (5) 竣工図(配置図、各階平面図、立面図、断面図、住戸詳細図、外構図及び動線計画図で、竣工状況が正しく示されたもの)
 - (6) 竣工写真(マンションの全体及び認定基準に関わる各部分の状況がわかるもの)
 - (7) 建設住宅性能評価書の写し(賃貸マンションについては、取得する場合のみ)
 - (8) キッズルーム又はキッズコーナーの利用が適切で安全になされるよう規定されている管理規約等の写し
 - (9) その他認定基準に関わる内容に関して市長が必要と認める書類
- 2 計画認定を受けずに竣工認定を受けようとする事業者は、当該申請に係るマンションが竣工後、居住を開始していない旨を明らかにする書類を添えて、前項の申請を行うものとする。

(審査)

第8条 市長は、前条第1項の申請があった場合は当該マンションが計画認定の内容に沿っているかどうかを、前条第2項の申請があった場合は第3条各号に掲げる要件全てに適合するかどうかを審査する。なお、審査は、提出された書類及び現地検査等により行う。

(竣工認定等)

- 第9条** 市長は、前条の審査により、当該マンションが計画認定の内容、又は第3条各号に掲げる要件全てに適合すると認めるときは、竣工を認定し、竣工認定証(別記様式8)により事業者に通知するとともに、認定プレート(別記様式10)を交付する。
- 2 市長は、前項の規定により認定した概要を公表することができる。公表の方法は、第5条第3項を準用する。
- 3 第1項の認定を受けた事業者(以下「竣工認定事業者」という。)は、竣工認定証を適切に保管するとともに、交付された認定プレートを当該マンションのエントランス付近の外壁等、入居者が認知でき、マンション周辺の道路等からも確認できる位置に掲示しなければならない。
- 4 市長は、前条の審査により、当該マンションが計画認定の内容(計画変更認定の内容も含む。)に沿っていないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指示することができる。
- 5 市長は、第1項による認定を行わない場合は、竣工を認定しない旨の通知書(別記様式9)により事業者に通知するとともに、その旨を公表することができる。

6 前項の公表の方法は、第5条第3項を準用する。

(有識者会議等の意見)

第10条 市長は、第3条各号に掲げる要件の改正等について適正であるかどうかを判断する場合は、学識経験者等から成る会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、その意見を聞くことができる。

2 前項の有識者会議の開催については、大阪市あんしんマンション有識者会議開催要領に定める。

3 市長は、別表のただし書を適用し、事業者が実施する子育てに関する工夫が適当であるかどうかを判断する場合等、大阪市子育てあんしんマンションの公正かつ適正な認定に必要な場合は、有識者会議を構成する委員に直接その意見を聞くことができる。

(維持管理等)

第11条 竣工認定事業者は、竣工認定を受けた後、速やかに維持管理責任者を選任し、維持管理責任者選任届出書（別記様式15）により、市長に届け出なければならない。

2 維持管理責任者は、大阪市子育て安心マンションとしての仕様及び環境の水準を維持、向上させるよう、適切な維持管理に努めなければならない。

3 維持管理責任者は、子育て支援（別表「視点5 いろいろ安心」に定めるもの）を開始するときは、子育て支援開始届（別記様式11）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 子育て支援実施予定表（別記様式12）

(2) その他子育て支援の内容に関して市長が必要と認める書類

4 維持管理責任者は、第9条第1項の認定を受けた日から1年、2年及び3年を経過後速やかに、維持管理状況報告書（別記様式13）に次の各号に掲げる書類を添えて、大阪市子育て安心マンションとしての仕様及び環境に係る維持管理の状況を、市長に報告しなければならない。

(1) 認定基準に係る共用部分の写真

(2) 子育て支援実施経過報告書（別紙様式14）

(3) その他維持管理の状況に関して市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の規定に関わらず、必要に応じて維持管理責任者に対して、維持管理の状況についての報告を求めることができる。

6 第1項の届出までの期間における第2項から前項までの規定の適用については、第2項から前項までの「維持管理責任者」とあるのは「竣工認定事業者」と読み替えるものとする。

(認定後の変更)

第12条 認定を受けたマンションの所有者又は管理組合（以下「所有者等」という。）が認定を受けたマンションについて、認定基準に係る事項を変更する場合においては、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、第6条及び第7条中「計画認定事業者」とあるのは「所有者等」と、第7条中「次の各号に掲げる書類」とあるのは「第6号及び第9号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

2 所有者等は、維持管理責任者を変更する場合は、維持管理責任者選任届出書（別記様式15）により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、第5条第2項、第6条第2項及び第9条第1項による認定を取り消すことができる。

- (1) 当該大阪市子育て安心マンションが第3条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなった場合
- (2) 計画認定事業者が、正当な理由なく、計画認定を受けた日から1年以上当該マンションの工事に着手しない場合
- (3) 第5条第2項及び第6条第2項の認定について、計画認定事業者から認定取消申出書（別記様式16）による申出があった場合
- (3)の2 計画認定事業者が第5条第4項、第6条第4項に違反した場合
- (4) 第9条第1項の認定について、竣工認定事業者又は所有者等から認定取消申出書（別記様式16）による申出があった場合
- (5) 当該大阪市子育て安心マンションにおいて第11条に違反した場合
- (5)の2 事業者が第3条の2第1項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた場合
- (6) 偽りその他不正な手段により認定を受けた場合
- (7) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（別記様式17）により計画認定事業者、竣工認定事業者又は所有者等に通知するとともに、その旨を公表することができる。

3 前項の公表の方法は、第5条第3項を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本認定制度の実施に必要な事項については、別途都市整備局長が定める

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第6条から第14条までの規定は平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、施行日以前に第8条に基づく認定予定通知を受けたマンションについては、認定予定通知を受けた日に計画認定を受けたものとみなし、また、施行日以前に第12条に基づく認定を受けたマンションについては、認定を受けた日に竣工認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に認定申請を行ったマンションについては、第7条の3第1項に基づく申請を行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月25日から施行する。ただし、この要綱の施行日以前に事前審査申請を行った計画の認定に係る審査については、なお従前の認定基準によることとする。また、施行日以前に行われた竣工認定については、本要綱第9条の認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年12月14日から施行する。ただし、この要綱の施行日以前に事前審査申請を行った計画の認定に係る審査については、なお従前の認定基準によることとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行日以前に計画認定申請を行った計画の認定に係る審査については、なお従前の要件及び認定基準によることとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。この要綱の施行日以前に計画認定申請を行った計画の認定に係る審査については、なお従前の要件及び認定基準によることとする。

別表（第3条第5号関係） 認定基準

視点1 快適で安心 <住戸専用部分>

区分		基準	適合必要数
安心のための工夫	項目		
1 子どもの成長に応じて暮らしを変化させられる工夫	(1) 間取りの変化 <住戸専用部分>	① 躯体天井高さが265cm以上ある。	1
		② 間取りの変更により子ども部屋を確保できる平面計画である。	
		③ 子どもの成長に応じて暮らしを変化させられるよう、上記と同等以上の工夫を行っている。ただし、市長が適当と認めるものに限る。	
2 子どもも大人も快適に暮らせる工夫	(1) 生活音対策 <住戸専用部分>	① 上階界床及び下階界床は、日本工業規格 Li, r, L-45 等級相当以上の構造である。	2
		② 界壁は、日本工業規格 Rr-50 等級相当以上の構造である。	
	(2) シックハウス対策 <住戸専用部分>	① 内装仕上げ及び天井裏等に日本住宅性能表示基準「6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）」で規定する合板や複合フローリングなどの建築材料（以下「特定建材」という）を使用する場合は、同基準の等級3相当以上とする。	1
	(3) 整理整頓 <住戸専用部分>	① 収納率（次式で算定したもの）が8%以上ある。 <算定式> $(S1+S2) \div \text{当該住戸の専有部分の面積 (m}^2\text{)} \times 100$ S1：高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積 (m ²) S2：高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(m ²) $\times (\text{当該収納部分の高さ (cm)} \div 180)$	1
		② 玄関周りに、ベビーカー、三輪車等を置くことができる一辺50cm以上、他辺100cm以上のスペースがある（玄関扉の軌跡部分を除く）。	
		③ 玄関の付近に、遊具や泥のついたものを収納できるトランクルーム等の収納空間がある。	
		④ 子どもも大人も整理整頓がしやすいよう、上記と同等以上の工夫を行っている。ただし、市長が適当と認めるものに限る。	

視点2 安全で安心 <住戸専用部分・共用部分>

区分		基準	適合必要数
安心のための工夫	項目		
1 子どもの様子を 確認できる 工夫	(1) 間取り等の 工夫 〈住戸専用部分〉	① 子どもの様子が確認できるよう、キッチン は対面式としている。	1
		② 家族が集うリビングやダイニングには、子 どもが遊んだり、勉強でき、親がテレワーク できるスペース（リビングやダイニングと一 体的に利用できる和室、書斎コーナーなどが ある場合も含む）がある。	
		③ 子どもが遊んだり、勉強したりする様子を 確認できるよう、上記と同等以上の工夫を行 っている。ただし、市長が適当と認めるものに 限る。	
2 事故を防止す る工夫	(1) 転倒事故防止 〈住戸専用部分〉	① 転倒対策として、日本住宅性能表示基準 「9-1 高齢者対策等級（専用部分）」の等級3 の「段差」の基準を満たしている。	2 （①を含む）
		② 素足で使用することが多い洗面室・脱衣所 などの床には、滑り抵抗係数（CSR）0.6以上 の床材を使用している。	
		③ 転倒した際にけがをしないよう、弾力性に 考慮した下地や、フローリング、クッション フロアなどの床材を使用している。（バルコニ ー、アルコーブ等の外部空間は除く）	
		④ キッチンのカウンターテーブルの角の面取 り等、子どもがぶつかりやすい部分には、大 きなけがをしないような措置を講じている。	
		⑤ 転倒対策として、便所の立ち座り及び浴槽 出入りのための手すりを設置している。	
		⑥ 転倒事故を防止するよう、上記と同等以上 の工夫を行っている。ただし、市長が適当と認 めるものに限る。	
	(2) 指はさみ事故 防止 〈住戸専用部分〉	① 指はさみ事故防止のため、以下の対策の全 てを講じている。 ア 玄関扉及び風のとおり道となるリビングド アなどの開き戸にはドアクローザーを設置し ている。 イ 玄関扉の吊元部分には指はさみ防止加工を している。 ウ 引き戸（押入れ等の収納スペースに設ける ものは除く。）には戸尻の隙間が2cm程度とな るようなストッパーを設置している又は戸尻 側にスロークローズ機能を備えた引き戸を使 用している等の指はさみ防止対策を講じてい る。	1

(3) その他の対策 〈住戸専用部分〉	① 鍵付きの扉は全て、閉じ込め防止のため、外側からも簡単に開けられるようになっている。 ② 浴室の扉には、チャイルドロックを設置している。 ③ リビングのコンセント部には、感電防止のための措置を講じている。 ④ 台所包丁収納ポケットには、チャイルドロックを設置している。 ⑤ 浴室の水栓金具には、火傷防止対策を講じている。 ⑥ 事故を防止するよう、上記に類する工夫を行っている。ただし、市長が適当と認めるものに限る。	3 (①及び②を含む)
(4) その他の対策 〈共用部分〉	① 安全のため、マンションの敷地内では歩行者と車の主要な動線を交差させていない又は明確に区分している。 ② 歩行者の安全性の確保や隣地への落下物による危険を防止するため、マンション内の建築物の各部分で開口部(窓及びバルコニー(縦格子手すりの手すり子等の間隔が 100 mm 以上の場合に限る。))がある場合は、敷地境界線(敷地内に歩道がある場合は歩道)から当該部分の高さの平方根の2分の1以上離し、その範囲を植栽等で人が立ち入らないようにしている又は開口部は安全ガラスを使用したはめごろし窓とする等の措置を講じている。 ③ エントランスホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明ガラスには、衝突による事故を防止するため、安全ガラスとする又は視認性を高める等して、衝突による事故を防止する対策を講じている。	3
(5) 転落防止 〈住戸専用部分/ 共用部分〉	① 転落防止のため、マンション内の建築物には、以下の対策の全てを講じている。ただし、避難階段など、居住者等が常時通行・利用しない部分は除く。 ア 屋上には、高さ 180cm 以上の手すりを設置している。 イ 窓には、足のかかる部分がない場合は高さ 110cm 以上、足のかかる部分がある場合は足のかかる部分の高さに 85cm を加えた高さ以上(当該高さが 110cm 未満の場合は、110cm 以上)の手すりを設置している。 ウ 吹き抜けに面する階段には、足のかかる部分がない場合は 120cm 以上、足のかかる部分がある場合は足のかかる部分の高さに 85cm を	1

		加えた高さ以上（当該高さが 120cm 未満の場合は 120cm 以上）の手すりを設置している。 エ バルコニー及び直接外気に開放されている階段、廊下等には、足のかかる部分がない場合は 110cm 以上、足のかかる部分がある場合は足のかかる部分の高さに 110cm を加えた高さ以上の手すりを設置している。 オ 上記ア～エの手すりはすべて、子どもがよじ登れないよう縦格子等の形状にし、手すり子と手すり子の隙間は 11cm 未満としている。 カ 上記ア～エの手すりはすべて、子どもが頭等を入れられないよう下弦材と床との隙間は 9cm 未満としている。 キ 上記ア～エの手すりの周囲には、足がかりとなるものを設置せず、入居者に対しても、管理規約等によりその旨を徹底している。	
3 侵入を防止する工夫	(1) 防犯 〈住戸専用部分/ 共用部分〉	① 「大阪府防犯モデルマンション登録制度」の推薦証・登録証の交付を受けるものである。 ② 住棟内への侵入を防止するよう、以下の対策の全てを講じている。 ア 各住戸の玄関扉の鍵はツーロックとし、ピッキング等の不正解除に配慮したものである。 イ 全住戸に非常通報装置を設置し、常時、管理人又は警備会社に対応、措置できる体制を確保している。 ウ 共用玄関、エレベーター内、キッズルーム前（鍵の管理が管理人等によらない場合に限る。）に防犯カメラを設置している。また、エントランスホール、1階エレベーターホール、メールコーナー、駐輪場、駐車場、児童遊園、ごみ置き場、トランクルームについても、周囲からの見通しが確保されない場合は防犯カメラを設置している。 エ 共用玄関扉に不正開扉に配慮したオートロック機能を備えている。 オ エレベーターのかご内に、非常押しボタンを床面から 1.5m 以下の壁面に設置し、エレベーター外部の防犯ベルと連動している。また、エレベーターに窓等が設置されていない場合は、エレベーターホールの見やすい場所に、かご内の状況を映すモニターを設置している。 カ バルコニー、屋上、隣接する建物等が近接し、共用廊下及び共用階段に侵入の恐れがある場合は、侵入防止対策を講じている。	1

4 災害に備える 工夫	(1) 防災 〈住戸専用部分/ 共用部分〉	① 大阪市防災力強化マンションの認定を受けるものである。	1
		② 地震等の災害に備え、以下の対策の全てを講じている。 ア 各住戸の玄関ドア枠は耐震枠で、JIS（日本工業規格）におけるA4702 面内変形追随性の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガードも耐震性に配慮したものとなっている。 イ 吊り戸棚がある場合、耐震ラッチを設置している。 ウ 大阪市が作成している防災関連情報（「市民防災マニュアル」、「防災マップ」、「水害ハザードマップ」）を提供する。 エ 全てのエレベーターに予備電源付き地震時管制運転装置を設置している。	

視点3 便利で安心 〈住戸専用部分・共用部分〉

区分		基準	適合必要数
安心のための工夫	項目		
1 便利でスムーズにお出かけできる工夫	(1) 移動 〈共用部分〉	① ベビーカー等がスムーズに移動できるよう、各住戸からエントランスを経て、敷地外へ至る動線及び各住戸から駐車場までの動線には段差がない、又は段差がある場合はスロープ等を設置している。	2
		② 操作ボタンが床面から 100cm 程度の位置にあるエレベーターを 1 基以上設置している。	
	(2) 便利 〈共用部分〉	① 全住戸数×2 台以上が駐輪でき、子どもの自転車や子ども乗せ自転車等を置きやすいよう、その半数以上が地上レベルで簡単に駐輪できる自転車駐輪場（サイクルポート（住戸毎に区画を分けた自転車専用のスペース）、平置き型、スライドレール型等で、傾斜ラックや2段ラック等、自転車を高く持ち上げて停めるものを除く。）を設けている。	2 （①に適合する場合は適合数2とみなす。）
		② 住棟のいずれかの出入口付近に、手を洗ったり、泥汚れ等を落したりできる洗い場がある。	
		③ エントランスホール付近に、子どもの利用に配慮した共用トイレを設け、その扉には閉じ込め防止のため、外側から開錠できる鍵を設置している。	

		④ 雨がかりなく車に乗り降りできるよう、エントランスに車寄せがある又は、駐車場から住棟内まで雨に濡れずに移動できるようになっている。 ⑤ 集会所やキッズルーム、上記③の共用トイレなどに、おむつ替え台やイスなどを備えたおむつ替えと授乳のためのスペースを設けている。 ⑥ 子どもと一緒に出かける際などに便利なよう、共用部において上記と同等以上の工夫を行っている。ただし、市長が適当と認めるものに限る。	
2 暮らしに便利な工夫	(1) 子どもに便利 〈住戸専用部分 又は共用部分〉	① 子どもが押しやすい高さに照明スイッチがある等、子どもが使いやすい仕様が1以上取り入れられている。ただし、市長が適当と認めるものに限る。	1
	(2) 大人にも便利 〈住戸専用部分 又は共用部分〉	① 住戸専用部分に食器洗い乾燥機を設置し家事の負担を軽減する、共用部分にテレワークできるスペースを整備し通勤時間を削減する等、親子の時間創出につながるような、大人にも便利な仕様が1以上取り入れられている。ただし、市長が適当と認めるものに限る。	1

視点4 楽しくて安心 〈共用部分〉

区分		基準	適合必要数
安心のための工夫	項目		
1 屋内外で遊んだり、交流したりできる工夫	(1) キッズルーム等 〈共用部分〉	① マンション内に以下の要件を全て満たすキッズルームを設置している。ただし、賃貸マンションにあっては、キッズコーナーの設置をキッズルームの設置とみなすことができるものとする。この場合において、オのキッズルームをキッズコーナーと読み替える。 ア エントランスホール付近など、入居者が使いやすい、立ち寄りやすい位置にあり、子どもだけで遊べるような運営を行う場合には、中の様子がエントランスホール等の共用部分から確認できるようになっている。 イ 転倒した際にけがをしないよう弾力性に考慮した下地や床材を使用している。 ウ 出入口扉及び室内にある扉には、「視点2 安全で安心 2－(2)」に準じた指はさみ事故を防止するための措置を講じている。	1

	エ 室内のコンセント部分には感電防止の措置を講じている。 オ 管理規約等でキッズルームとしての利用が、適切で安全になされるよう規定するものである。 カ 面積は、認定対象住戸数が50戸以下の場合には、認定対象住戸数×0.5㎡以上、認定対象住戸数が50戸を超える場合は25㎡以上確保されている。 キ おもちゃなどを収納できる倉庫や物入れ等の空間がある（認定対象住戸数が50戸を超える場合のみ必須）。 ク 100冊以上の絵本や児童書を備え付けた、造り付けの本棚を設置している（認定対象住戸数が50戸を超える場合のみ必須）。	
(2) 児童遊園等 〈共用部分〉	① マンション内に以下の要件を全て満たす児童遊園や広場等（子どもが遊んだり、保護者同士が交流したりできる屋外の空間で、法令や他の制度に基づき設ける緑地や広場と兼用することができる）を設置している。 ア エントランスの付近など、使いやすく、立ち寄りやすく、人目につきやすい位置にある。 イ 敷地面積に3%を乗じた面積以上の広さがある。 ウ 子どもが安全に遊べる遊具や親同士の交流を促すベンチ等を設置している。 エ 車道に接する位置に出入口を設ける場合は、子どもの飛び出し事故防止のため、車止めを設置するなどの措置を講じている。 ② エントランスから徒歩5分圏内（1分80mで換算）に子どもが遊べる公園（都市公園法に基づく住区基幹公園の街区公園、近隣公園、地区公園）がある。 ③ 屋外で遊んだり、交流したりできるよう、上記と同等以上の工夫を行っている。ただし、市長が適当と認めるものに限る。	1

視点5 いろいろ安心 <その他>

区分		基準	適合必要数
安心のための工夫	項目		
1 子育て支援する工夫や子育てしやすい周辺環境が充実している	(1) 子育て支援情報の提供 <その他>	① 以下の全ての情報提供を継続的に行う。 ア 大阪市の子育て情報冊子をキッズルーム等に常設、かつ希望者には同情報を提供する。 イ 区の子育て支援情報や地域の子育て支援情報等をキッズルームや掲示板等に掲示する。	1
	(2) 子育て世帯のコミュニティ形成 <その他>	① 事業者は、入居開始後1年以内に、マンション内の子育て世帯の交流につながる機会を創出する。	1 (ただし賃貸マンションについてはこの限りでない。)
	(3) ソフト面からの支援や周辺環境の充実 <その他>	① 子育て支援サービスの提供を入居開始後1年以内に開始し、そのサービスを1年以上継続する。 ② キッズルーム、エントランス等を地域に開放しイベント等に提供する等、地域との交流機会を創出する。 ③ エントランスから徒歩5分圏内（1分80mで換算）以内の距離に、以下に示す施設が1以上ある。 ア 教育施設（幼稚園、小学校など） イ 保育施設（保育所、認定こども園など） ウ 医療施設（小児科があること） エ 子育て支援施設（子ども・子育てプラザや子育てサークルを提供する場など） ④ 子育て支援に資するマンションの付属施設がある（子どもが使いやすい仕組み・仕様のシアタールームや図書室など）。 ⑤ 全ての認定対象住戸において、適合している基準の合計数（本基準は除く。）が、分譲マンションにおいて33以上、賃貸マンションにおいては32以上である。 ⑥ 入居者の子育てをソフト面から支援する又は周辺環境が充実するよう、上記と同等以上の工夫を行っている。ただし、市長が適当と認めるものに限る。	2

別記（様式）

- 1 認定申請書
- 2 子育て仕様・支援計画書
- 3 変更等届出書
- 4 計画認定証
- 5 変更計画認定証
- 6 計画を認定しない旨の通知書
- 7 竣工届兼認定申請書
- 8 竣工認定証
- 9 竣工を認定しない旨の通知書
- 10 認定プレート
- 11 子育て支援開始届
- 12 子育て支援実施予定表
- 13 維持管理状況報告書
- 14 子育て支援実施経過報告書
- 15 維持管理責任者選任届出書
- 16 認定取消申出書
- 17 認定取消通知書
- 18 認定マーク
- 19 申請取下届出書

(様式1)

年 月 日

大 阪 市 長

(事業者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 認定申請書

下記の計画について、認定を受けたいので大阪市子育て安心マンション認定制度要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

申請区分	☐ 計画認定（第5条第1項） ☐ 変更計画認定（第6条第1項） ・計画認定 年 月 日（ 第 号）	
計画名称		
計画の位置	地名地番：大阪市 区 住居表示：大阪市 区	
工事期間	（予定）着工 年 月 日～竣工 年 月 日	
計画概要	敷地面積：	$m^2 \geq 300m^2$ 延べ面積（全体）： m^2
	全住戸数：	戸 ≥ 10 戸 認定住戸数 ^{*1} ：戸 $\geq$ 全住戸数の1/2
	専有部分 ^{*2} の床面積（1戸あたり）：	$m^2 \sim m^2 \geq 40m^2$
	専有部分が55 m^2 以上の住戸数：	戸 $\geq$ 全住戸数の2/3（ 戸）
	住宅以外の用途の有無： ☐ あり（用途： ，延べ面積 $m^2 <$ 延べ面積の1/2） ☐ なし	
	設計住宅性能評価書の取得日：	年 月 日
	建設住宅性能評価書の取得予定：	年 月 日
誓約事項 (了承されましたら、 □にレを入れてください)	☐ 大阪市子育て安心マンション認定制度要綱の遵守を誓約します。	
確認事項 (確認されましたら、 □にレを入れてください)	☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。 ☐ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。 ☐ 法第2条第2号に規定する暴力団の利益になるような計画ではありません。 注意 1 暴力団排除のため、必要に応じて申請者の個人情報警察に照会することがあります。 2 暴力団排除のため、法人の役員名簿等の提出を求めることがあります。	

※裏面に続きます。忘れずに記入してください。

概要	※変更計画認定の場合のみ、その概要を記入してください。
----	------------------------------------

(様式2)

子育て仕様・支援計画書

計画名称				
申請区分	1. 事前協議	2. 計画認定申請	3. 変更認定申請	4. 竣工届・竣工認定申請
種別	1. 分譲	2. 賃貸		

【選択数集計表】

・次頁以降の【計画概要】を作成し、その内容に沿って、項目ごとの基準の適合数と合計を記載してください。

視点	区分		適合 必要数	適合数
	安心のための工夫	項目		
視点1 快適で安心	1. 子どもの成長に応じて暮らしを変化させられる工夫	(1) 間取りの変化	1	
	2. 子どもも大人も快適に暮らせる工夫	(1) 生活音対策	2	
		(2) シックハウス対策	1	
		(3) 整理整頓	1	
視点2 安全で安心	1. 子どもの様子を確認できる工夫	(1) 間取り等の工夫	1	
	2. 事故を防止する工夫	(1) 転倒事故防止	2	
		(2) 指はさみ事故防止	1	
		(3) その他の対策<住戸専用部分>	3	
		(4) その他の対策<共用部分>	3	
		(5) 転落防止	1	
	3. 侵入を防止する工夫	(1) 防犯	1	
4. 災害に備える工夫	(1) 防災	1		
視点3 便利で安心	1. 便利でスムーズにお出かけできる工夫	(1) 移動	2	
		(2) 便利	2	
	2. 暮らしに便利な工夫	(1) 子どもに便利	1	
		(2) 大人にも便利	1	
視点4 楽しくて安心	1. 屋内外で遊んだり、交流したりできる工夫	(1) キッズルーム等	1	
		(2) 児童遊園等	1	
視点5 いろいろ安心	1. 子育て支援する工夫や子育てしやすい周辺環境が充実している	(1) 子育て支援情報の提供	1	
		(2) 子育て世帯のコミュニティ形成	1※	
		(3) ソフト面からの支援や周辺環境の充実	2	
合計		分譲 賃貸	30 29	

※賃貸マンションについてはこの限りでない。

【計画概要】

- ・ 今回の計画で行う工夫について、以下の手順で記入してください。
各視点別・工夫別の表となっています。

〔記入手順〕

- ① 「基準」欄の□に、今回の計画で適合する基準を☑してください。
- ② 「今回の計画概要」欄に具体的な数値や内容等を記入してください。
- ③ 「図面番号」欄に、今回の計画概要が分かる図面の番号を記入してください。
図示等の指示事項がある場合はそれに従ってください。
- ④ 各項目毎の表の最下欄にある「適合数計」欄に、適合する基準数(☑をつけた数)の合計を記入し、適合必要数以上となっているかどうかを確認してください。
- ⑤ 記入欄が不足する場合は、行を挿入または別紙添付としてください。

※ 計画変更認定申請または竣工認定申請の場合で、前回提出した「子育て仕様・支援計画書」から変更した点がある場合は、朱書きする等、変更箇所がわかるように示してください。

1. 子どもの成長に応じて暮らしを変化させられる工夫

項目	基準（適合するものに☑）	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(1) 間取りの変化 ＜住戸専用部分＞	☐ ① 躯体天井の高さが265cm以上ある。	・ 高さ cm		※図面に寸法線を記載	☐
	☐ ② 間取りの変更により子ども部屋を確保できる平面計画である。	・ 図面上の室名		※間取りの変更後の子ども部屋を明示 （子ども部屋の目安:5畳程度）	☐
	☐ ③ 子どもの成長に応じて暮らしを変化させられるよう、上記と同等以上の工夫を行っている。	・ 具体的な内容を記入			☐
適合数計	適合必要数 1				☐

2. 子どもも大人も快適に暮らせる工夫

項目	基準（適合するものに☑）	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(1) 生活音対策 ＜住戸専用部分＞	☐ ① 上階界床及び下階界床は、日本工業規格Li,r,L-45等級相当以上の構造である。	・ 日本工業規格 Li,r,L- 等級 (住宅性能表示基準「8-2 軽量床衝撃音対策」:等級5相当以上 等級)		※等級がわかるカタログ等を添付	☐
	☐ ② 界壁は、日本工業規格Rr-50等級相当以上の構造である。	・ 日本工業規格 Rr- 等級 (住宅性能表示基準「8-3 透過損失等級(界壁)」:等級3相当以上 等級)		※等級がわかるカタログ等を添付	☐
適合数計	適合必要数 2				☐
(2) シックハウス対策 ＜住戸専用部分＞	☐ ① 内装仕上げ及び天井裏等に日本住宅性能表示基準「6-1ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」で規定する合板や複合フローリングなどの建築材料(以下「特定建材」という)を使用する場合は、同基準の等級3相当以上とする。	内装 ・ 特定建材の使用 ☐ 有 ☐ 無 ↓ ・ 特定建材のうち最もホルムアルデヒド発散が大きい建材 ☐ F☆☆☆☆(等級3) 天井裏等 ・ 特定建材の使用 ☐ 有 ☐ 無 ↓ ・ 特定建材のうち最もホルムアルデヒド発散が大きい建材 ☐ F☆☆☆☆(等級3)		※等級がわかるカタログ等を添付	☐
適合数計	適合必要数 1				☐
(3) 整理整頓 ＜住戸専用部分＞	☐ ① 収納率(次式で算定したものが)8%以上ある。 ＜算定式＞ (S1+S2)／当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積(㎡) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(㎡)×(当該収納部分の高さ(cm)／180)	・ 収納率 % %			☐
	☐ ② 玄関周りに、ベビーカー、三輪車等を置くことができる一辺50cm以上、他辺100cm以上のスペースがある(玄関扉の軌跡部分を除く)。	・ 大きさ 1辺 cm 他辺 cm			☐
	☐ ③ 玄関の付近に、遊具や泥のついたものを収納できるトランクルーム等の収納空間がある。	・ 大きさ 高さ cm 幅 cm 奥行き cm 図面上の名称			☐
	☐ ④ 子どもも大人も整理整頓がしやすいよう、上記と同等以上の工夫を行っている。	・ 具体的な内容を記入			☐
適合数計	適合必要数 1				☐

視点2 安全で安心 <住戸専用部分・共用部分>

1. 子どもの様子を確かめできる工夫

項目	基準（適合するものに☑）	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(1) 間取り等の工夫 <住戸専用部分>	☐ ① 子どもの様子が確認できるよう、キッチン是对面式としている。	☐ 対面式キッチン有			☐
	☐ ② 家族が集うリビングやダイニングには、子どもが遊んだり、勉強でき、親がテレワークできるスペース（リビングやダイニングと一体的に利用できる和室、書斎コーナーなどがある場合も含む）がある。	・ 面積 量 ・ 図面上の名称		※リビングやダイニングが十分に広い場合も含む（目安：15畳程度） ※該当するスペースがわかるよう図示	☐
	☐ ③ 子どもが遊んだり、勉強したりする様子を確かめできるよう、上記と同等以上の工夫を行っている。	・ 具体的な内容を記入		※図面以外の資料（販売パンフ等）があれば添付	☐
適合数計	適合必要数 1				☐

2. 事故を防止する工夫

項目	基準（適合するものに☑）	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(1) 転倒事故防止 <住戸専用部分>	☐ ① 転倒対策として、日本住宅性能表示基準「9-1高齢者対策等級（専用部分）」の等級3の「段差」の基準を満たしている。	☐ 住戸専用部分の床が段差のない構造（段差が5mm以下） ＜適用除外の段差＞ ・ 玄関出入口 ・ くつずりと玄関外側 ・ くつずりと玄関土間 ・ 玄関のあがりかまち ・ 浴室出入口 ・ バルコニー出入口			☐
	☐ ② 素足で使用することが多い洗面室・脱衣所などの床には、滑り抵抗係数（CSR）0.6以上の床材を使用している。	・ 床材名・材質 ・ メーカー ・ CSR（滑り抵抗係数）		※仕様がわかるカタログ等を添付	☐
	☐ ③ 転倒した際にけがをしないよう、弾力性に考慮した下地や、フローリング、クッションフロアなどの床材を使用している。（バルコニー、アルコーブ等の外部空間は除く）	・ 場所・室名 ・ 床材名・材質 ・ メーカー		※躯体に直接仕上をしない居室等は対策不要 ※仕様がわかるカタログ等を添付	☐
	☐ ④ キッチンのカウンターテーブルの角の面取り等、子どもがぶつかりやすい部分には、大きなけがをしないような措置を講じている。	・ 措置の場所等 ・ 措置の内容			☐
	☐ ⑤ 転倒対策として、便所の立ち座り及び浴槽出入りのための手すりを設置している。	☐ 便所の手すり ☐ 浴槽手すり			☐
	☐ ⑥ 転倒事故を防止するよう、上記と同等以上の工夫を行っている。	・ 具体的な内容を記入			☐
適合数計	適合必要数 2（①を含む）				☐

項目	基準(適合するものに☑)	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(2) 指はさみ事故 防止 ＜住戸専用部 分＞	☐	① 指はさみ事故防止のため、以下の対策の全てを講じている。 ア 玄関扉及び風のとおり道となるリビングドアなどの開き戸にはドアクローザーを設置している。 イ 玄関扉の吊元部分には指はさみ防止加工をしている。 ウ 引き戸(押入れ等の収納スペースに設けるものは除く。)には戸尻の隙間が2cm程度となるようなストッパーを設置している又は戸尻側にスロークローズ機能を備えた引き戸を使用している等の指はさみ防止対策を講じている。	ドアクローザーの設置 ☐ 玄関扉 ☐ リビングドア ☐ その他 ()	※ドアクローザーを設置した建具がわかるよう図示 ※仕様がわかるカタログ等を添付	☐
		玄関扉吊元部分 ☐ 指はさみ防止加工	※仕様がわかるカタログ等を添付	☐	
		引き戸の仕様 ☐ ストッパー設置 ・ 引き戸の数 箇所 ・ 戸尻の隙間 cm ☐ スロークローズ機能 ・ 引き戸の数 箇所	※ストッパーを設置又はスロークローズ機能を備えた建具がわかるよう図示 ※仕様がわかるカタログ等を添付	☐	
適合数計		適合必要数 1			☐
(3) その他の対策 ＜住戸専用部 分＞	☐	① 鍵つきの扉は全て、閉じ込め防止のため、外側からも簡単に開けられるようになっている。 ・ 扉 箇所 ・ 対策の内容		※鍵つき扉の位置を図示 ※仕様がわかるカタログ等を添付	☐
	☐	② 浴室の扉には、チャイルドロックを設置している。 ・ 対策の内容 ・ 床面からの高さ cm		※仕様がわかるカタログ等を添付	☐
	☐	③ リビングのコンセント部には、感電防止のための措置を講じている。 ・ コンセント 箇所 ・ 対策の内容		※コンセント位置を図示 ※仕様がわかるカタログ等を添付	☐
	☐	④ 台所包丁収納ポケットには、チャイルドロックを設置している。 ☐ チャイルドロック設置			☐
	☐	⑤ 浴室の水栓金具には、火傷防止対策を講じている。 ・ 対策の内容			☐
	☐	⑥ 事故を防止するよう、上記に類する工夫を行っている。 ・ 具体的な内容を記入			☐
適合数計		適合必要数 3 (①及び②を含む)			☐
(4) その他の対策 ＜共用部分＞	☐	① 安全のため、マンションの敷地内では歩行者と車の主要な動線を交差させていない又は明確に区分している。 ☐ 動線を交差させていない又は明確に区分している		※敷地内での歩行者・車の動線を図示	☐
	☐	② 歩行者の安全性の確保や隣地への落下物による危険を防止するため、マンション内の建築物の各部分で開口部(窓及びバルコニー(縦格子手すりの手すり等)の間隔が100mm以上の場合に限る。))がある場合は、敷地境界線(敷地内に歩道がある場合は歩道)から当該部分の高さの平方根の2分の1以上離し、その範囲を植栽等で人が立ち入らないようにしている又は開口部は安全ガラスを使用したはめごうし窓とする等の措置を講じている。 ・ 落下物による危険防止措置が必要な開口部 ☐ 有 (窓 ・ バルコニー) ☐ 無 ↓ ☐ 敷地境界線(敷地内に歩道がある場合は歩道)から当該部分の高さの平方根の2分の1以上離し、その範囲を植栽等で人が立ち入らないようにしている ☐ 落下防止措置を講じている 具体的な内容を記入		※開口部のある建築物の各部分と敷地境界線の距離を図面に明示 ※措置をしている場所がわかるよう図示	☐
	☐	③ エントランスホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明ガラスには、衝突による事故を防止するため、安全ガラスとする又は視認性を高める等して、衝突による事故を防止する対策を講じている。 ・ 場所・位置 ・ 対策の内容 ☐ 安全ガラス ☐ 視認性の確保 具体的な内容を記入			☐
適合数計		適合必要数 3			☐

項目	基準（適合するものに☑）	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(5) 転落防止 ＜住戸専用部分／共用部分＞ ☐	① 転落防止のため、マンション内の建築物には、以下の対策の全てを講じている。ただし、避難階段など、居住者等が常時通行・利用しない部分は除く。	屋上 ・ 居住者等の常時通行・利用 ☐ 可 ☐ 不可 ↓ ・ 手すり高さ			

3. 侵入を防止する工夫

項目	基準(適合するものに☑)	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(1) 防犯 ＜住戸専用部 分／共用部分 ＞	☐	①「大阪府防犯モデルマンション登録 制度」の推薦証・登録証の交付を受 けるものである。	・ 書類審査適合証 年 月 日 ・ 推薦証 年 月 日 ・ 登録証 年 月 日		☐
	☐	② 住棟内への侵入を防止するよう、以 下の対策の全てを講じている。	住戸の玄関扉の鍵 ☐ ツーロック ☐ 不正解除対策 対策の内容		☐
		ア 各住戸の玄関扉の鍵はツーロックと し、ピッキング等の不正解除に配慮 したものとしている。			
		イ 全住戸に非常通報装置を設置し、常 時、管理人又は警備会社に対応、措 置できる体制を確保している。	非常通報装置 ☐ 非常通報装置設置 ☐ 常時対応 対策の内容		☐
		ウ 共用玄関、エレベーター内、キッズ ルーム前(鍵の管理が管理人等によ らない場合に限る。)に防犯カメラを 設置している。また、エントランス ホール、1階エレベーターホール、 メールコーナー、駐輪場、駐車場、児 童遊園、ごみ置き場、トランクルーム についても、周囲からの見通しが確 保されない場合は防犯カメラを設置し ている。	防犯カメラ ・ 共用玄関 ☐ 防犯カメラの設置 ・ エレベーター内 ☐ 防犯カメラの設置 ・ キッズルーム前 ☐ 管理人等による鍵の管理 ☐ 防犯カメラの設置 ・ エントランスホール ☐ 周囲からの見通しの確保 ☐ 防犯カメラの設置 ・ 1階エレベーターホール ☐ 周囲からの見通しの確保 ☐ 防犯カメラの設置 ・ メールコーナー ☐ 周囲からの見通しの確保 ☐ 防犯カメラの設置 ・ 駐輪場 ☐ 周囲からの見通しの確保 ☐ 防犯カメラの設置 ・ 駐車場 ☐ 周囲からの見通しの確保 ☐ 防犯カメラの設置 ・ 児童遊園 ☐ 周囲からの見通しの確保 ☐ 防犯カメラの設置 ・ ごみ置き場 ☐ 周囲からの見通しの確保 ☐ 防犯カメラの設置 ・ トランクルーム ☐ 周囲からの見通しの確保 ☐ 防犯カメラの設置		☐
	エ 共用玄関扉に不正開扉に配慮した オートロック機能を備えている。	共用玄関 ☐ オートロック機能			☐

視点3 便利で安心 <住戸専用部分・共用部分>

1. 便利でスムーズにお出かけできる工夫

項目	基準(適合するものに☑)	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(1) 移動 ＜共用部分＞	☐ ① ベビーカー等がスムーズに移動できるよう、各住戸からエントランスを経て、敷地外へ至る動線及び各住戸から駐車場までの動線には段差がない、又は段差がある場合はスロープ等を設置している。	・ 段差 ☐ 有 ☐ 無 ↓ ・ スロープ等の設置 ☐ 有 ☐ 無		※各住戸からエントランスを経て、敷地外へ至る動線、各住戸から駐車場までの動線を図示	☐
	☐ ② 操作ボタンが床面から100cm程度の位置にあるエレベーターを1基以上設置している。	・ 操作ボタンの位置 cm ・ 台数 基		※どのEVが該当するのか図示	☐
適合数計	適合必要数 2				☐
(2) 便利 ＜共用部分＞	☐ ① 全住戸数×2台以上が駐輪でき、子どもの自転車や子ども乗せ自転車等を置きやすいよう、その半数以上が地上レベルで簡単に駐輪できる自転車駐輪場(サイクルポート(住戸毎に区画を分けた自転車専用のスペース)、平置き型、スライドレール型等で、傾斜ラックや2段ラック等、自転車を高く持ち上げて停めるものを除く。)を設けている。	形式 サイクルポート 平置き型 スライドレール	区画数・台数 区画 台 台 台 台	※形式ごとの駐輪台数がわかるよう図示	☐
	☐ ② 住棟のいずれかの出入口付近に、手を洗ったり、泥汚れ等を落したりできる洗い場がある。	☐ 住棟出入口付近に洗い場設置		※設置場所がわかるよう図示	☐
	☐ ③ エントランスホール付近に、子どもの利用に配慮した共用トイレを設け、その扉には閉じ込め防止のため、外側から開錠できる鍵を設置している。	☐ 子どもの利用に配慮した共用トイレの設置 ☐ 鍵の設置(外側から開錠可)		※設置場所がわかるよう図示	☐
	☐ ④ 雨がかりなく車に乗り降りできるよう、エントランスに車寄せがある又は、駐車場から住棟内まで雨に濡れずに移動できるようになっている。	・ 場所・位置 ・ 具体的な措置内容		※設置場所がわかるよう図示	☐
	☐ ⑤ 集会所やキッズルーム、上記③の共用トイレなどに、おむつ替え台やイスなどを備えたおむつ替えと授乳のためのスペースを設けている。	☐ おむつ替えと授乳のためのスペースの設置 ・ おむつ替え台 ☐ 有 ☐ 無 ・ イス ☐ 有 ☐ 無 ・ その他 ()		※おむつ替えと授乳のためのスペースがわかるよう図示	☐
	☐ ⑥ 子どもと一緒に出かける際などに便利なよう、共用部において上記と同等以上の工夫を行っている。	・ 具体的な内容を記入			☐
適合数計	適合必要数 2 (①を選択した場合は適合数2とみなす)				☐

2. 暮らしに便利な工夫

項目	基準(適合するものに☑)	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(1) 子どもに便利 ＜住戸専用部分又は共用部分＞	☐ ① 子どもが押しやすい高さに照明スイッチがある等、子どもが使いやすい仕様が1以上取り入れられている。	・ 具体的な内容を記入		※仕様がわかるカタログ等を添付	☐
適合数計	適合必要数 1				☐
(2) 大人にも便利 ＜住戸専用部分又は共用部分＞	☐ ① 住戸専用部分に食器洗い乾燥機を設置し家事の負担を軽減する、共用部分にテレワークできるスペースを整備し通勤時間を削減する等、親子の時間創出につながるような、大人にも便利な仕様が1以上取り入れられている。	・ 具体的な内容を記入		※仕様がわかるカタログ等を添付	☐
適合数計	適合必要数 1				☐

視点4 楽しくて安心 <共用部分>

1. 屋内外で遊んだり、交流したりできる工夫

項目	基準(適合するものに☑)	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(1) キッズルーム 等 <共用部分>	① マンション内に以下の要件を全て満たすキッズルームを設置している。ただし、賃貸マンションにあつては、キッズコーナーの設置をキッズルームの設置とみなすことができるものとする。この場合において、オのキッズルームをキッズコーナーと読み替える。	☐ キッズルーム ☐ キッズコーナー(賃貸に限る)			☐
	ア エントランスホール付近など、入居者が使いやすく、立ち寄りやすい位置にあり、子どもだけで遊べるような運営を行う場合には、中の様子がエントランスホール等の共用部分から確認できるようになっている。	・ 子どもだけで遊べるような運営 ☐ 有 ☐ 無 ↓ ☐ 共用部分から中の様子が確認できる			
	イ 転倒した際にけがをしないよう弾力性に考慮した下地や床材を使用している。	下地・床材 ・ 床材名・材質 ・ メーカー			☐
	ウ 出入口扉及び室内にある扉には、「視点2 安全で安心 2-(2)」に準じた指はさみ事故防止のための措置を講じている。	指はさみ事故防止 ・ ドアクローザーの設置 ☐ 出入口扉 ☐ その他() ☐ 出入口扉吊元部の指はさみ防止加工 ・ 引き戸の仕様 ☐ ストッパー設置 ・ 引き戸の数 箇所 ・ 戸尻の隙間 cm ☐ スロークローズ機能 ・ 引き戸の数 箇所		※ドアクローザーやストッパーを設置した建具がわかるよう図示 ※仕様がわかるカタログ等を添付	☐
	エ 室内のコンセント部分には感電防止の措置を講じている。	コンセントの感電防止措置 ・ コンセント 箇所 ・ 対策の内容		※仕様がわかるカタログ等を添付	☐
	オ 管理規約等でキッズルームとしての利用が、適切で安全になされるよう規定するものである。	キッズルームの適切な利用 ☐ 管理規約等への規定		※管理規約等を添付	☐
	カ 面積は、認定対象住戸数が50戸以下の場合は、認定対象住戸数×0.5㎡以上、認定対象住戸数が50戸を超える場合は25㎡以上確保されている。	キッズルーム面積 ・ 認定対象戸数 戸 ・ 面積 ㎡			☐
	キ おもちゃなどを収納できる倉庫や物入れ等の空間がある(認定対象住戸数が50戸を超える場合のみ必須)。	倉庫・絵本・本棚(認定対象住戸数が50戸を超える場合) ☐ 倉庫・物入れ等 ☐ 絵本・児童書 冊 ≥ 100冊 ☐ 本棚		※おもちゃなどを収納できる倉庫を図示 ※本棚の位置を図示 ※絵本・児童書のリストを添付	☐
ク 100冊以上の絵本や児童書を備え付けた、造り付けの本棚を設置している(認定対象住戸数が50戸を超える場合のみ必須)。					
適合数計	適合必要数 1				☐

項目	基準(適合するものに☑)	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(2) 児童遊園等 ＜共用部分＞	☐ ① マンション内に以下の要件を全て満たす児童遊園や広場等(子どもが遊んだり、保護者同士が交流したりできる屋外の空間で、法令や他の制度に基づき設ける緑地や広場と兼用することができる)を設置している。 ア エントランスの付近など、使いやすく、立ち寄りやすく、人目につきやすい位置にある。 イ 敷地面積に3%を乗じた面積以上の広さがある。 ウ 子どもが安全に遊べる遊具や親同士の交流を促すベンチ等を設置している。 エ 車道に接する位置に出入口を設ける場合は、子どもの飛び出し事故防止のため、車止めを設置するなどの措置を講じている。	・ 面積 ㎡ (敷地面積 × 3% = ㎡) ・ 遊具 ☐ 有 ☐ 無 ・ ベンチ ☐ 有 ☐ 無 ・ 飛び出し事故防止対策 具体的な内容を記入		※エントランスとの位置関係がわかるよう図示 ※遊具やベンチを図示 ※遊具やベンチの具体的な仕様がわかるカタログ等を添付 ※出入口からの飛び出し防止対策がわかるよう図示	☐
	☐ ② エントランスから徒歩5分圏内(1分80mで換算)に子どもが遊べる公園(都市公園法に基づく住区基幹公園の街区公園、近隣公園、地区公園)がある。	・ 公園名 ・ 歩行距離 m		※マンションとの位置関係・距離がわかるよう図示し、距離を記入	☐
	☐ ③ 屋外で遊んだり、交流したりできるよう、上記と同等以上の工夫を行っている。	・ 具体的な内容を記入			☐
適合数計	適合必要数 1				☐

視点5 いろいろ安心 <その他>

1. 子育て支援する工夫や子育てしやすい周辺環境が充実している

項目	基準(適合するものに☑)	今回の計画概要	図面番号	備考	大阪市 確認欄
(1) 子育て支援情 報の提供 <その他>	☐ ① 以下の全ての情報提供を継続的に 行う。 ア 大阪市の子育て情報冊子をキッズ ルーム等に常設、かつ希望者には同 情報を提供する。 イ 区の子育て支援情報や地域の子育 て支援情報等をキッズルームや掲示 板等に掲示する。	・ 大阪市の子育て情報冊子を常設 常設場所 ・ ()区や地域の子育て支援情報 の掲示 掲示場所			☐
適合数計	適合必要数 1				☐
(2) 子育て世帯の コミュニティ形 成 <その他>	☐ ① 事業者は、入居開始後1年以内に、 マンション内の子育て世帯の交流に つながる機会を創出する。	・ 具体的な内容を記入 ・ 開催時期 年 月 日		※チラシ等があれば 添付	☐
適合数計	適合必要数 1 (賃貸についてはこの限りでない。)				☐
(3) ソフト面から の支援や周辺 環境の充実 <その他>	☐ ① 子育て支援サービスの提供を入居開 始後1年以内に開始し、そのサービ スを1年以上継続する。	・ 具体的な内容を記入		※提供するサービス の内容や提供方法、 業務委託の有無な ど、詳細がわかる資 料を添付	☐
	☐ ② キッズルーム、エントランス等を地域 に開放しイベント等に提供する等、地 域との交流機会を創出する。	・ 具体的な内容を記入		※チラシ等があれば 添付	☐
	☐ ③ エントランスから徒歩5分圏内(1分 80mで換算)以内の距離に、以下に 示す施設が1以上ある。 ア 教育施設(幼稚園、小学校など) イ 保育施設(保育所、認定こども園な ど) ウ 医療施設(小児科があること) エ 子育て支援施設(子ども・子育てプラ ザや子育てサークルを提供する場な ど)	・ 教育施設 施設名称 歩行距離 m ・ 保育施設 施設名称 歩行距離 m ・ 医療施設 施設名称 歩行距離 m ・ 子育て支援施設 施設名称 歩行距離 m		※マンションとの位置 関係がわかるよう図示	☐
	☐ ④ 子育て支援に資するマンションの付 属施設がある(子どもが使いやすい 仕組み・仕様のシアタールームや図 書室など)。	・ 施設名称			☐
	☐ ⑤ 全ての認定対象住戸において、適合 している基準の合計数(本基準は除 く。)が、分譲マンションにおいて33 以上、賃貸マンションにおいては32 以上である。	・ 適合基準合計数			☐
	☐ ⑥ 入居者の子育てをソフト面から支援 する又は周辺環境が充実するよう、 上記と同等以上の工夫を行っている。	・ 具体的な内容を記入			☐
適合数計	適合必要数 2				☐

(様式 3)

年 月 日

大 阪 市 長

(事業者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 変更届出書

下記の計画について、変更を行いたいので、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱の規定に基づき届け出ます。

記

計画名称	
計画の位置	地名地番：大阪市 区
	住居表示：大阪市 区
経過等	※ 変更を行う計画に関して、認定を受けた日付等を記入してください。 ・計画認定 : 年 月 日 (第 号) ・変更計画認定 : 年 月 日 (第 号) ・竣工認定 : 年 月 日 (第 号)
概 要	※変更の概要を記入してください。
誓約事項 (了承されましたら、 □にレを入れてください)	☐ 大阪市子育て安心マンション認定制度要綱の遵守を誓約します。
確認事項 (確認されましたら、 □にレを入れてください)	☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。 ☐ 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者ではありません。 ☐ 法第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるような計画ではありません。 注意 1 暴力団排除のため、必要に応じて申請者の個人情報情報を警察に照会することがあります。 2 暴力団排除のため、法人の役員名簿等の提出を求めることがあります。

(様式4)

第 号

年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 計画認定証

年 月 日付で申請のあった以下の計画について、大阪市子育て安心マンション
認定制度要綱第5条第2項の規定に基づき、計画認定します。

記

1 計画の名称

2 計画の位置

大阪市 区

(様式5)

第 号

年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 変更計画認定証

年 月 日付で申請のあった以下の計画について、大阪市子育て安心マンション
認定制度要綱第6条第2項の規定に基づき、変更計画認定します。

記

1 計画の名称

2 計画の位置

大阪市 区

(様式6)

第 号

年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 計画を認定しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった以下の計画について、審査の結果、計画が認定の要件に沿っていないと認められるため、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第 条第 項の規定に基づき、認定しないことを通知します。

記

1 計画の名称

2 計画の位置

大阪市 区

3 計画を認定しない理由

(様式 7)

年 月 日

大 阪 市 長

(事業者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 竣工届兼認定申請書

下記の計画について、竣工を届け出るとともに、竣工認定を受けたいので、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

計画名称				
計画の位置	地名地番：大阪市 区 住居表示：大阪市 区			
竣工日	年 月 日			
竣工概要	敷地面積：	$m^2 \geq 300m^2$	延べ面積（全体）：	m^2
	全住戸数：	戸 ≥ 10 戸	認定住戸数：	戸 $\geq$ 全住戸数の1/2
	専有部分の床面積（1戸あたり）：	$m^2 \sim$	$m^2 \geq 40m^2$	
	専有部分が55 m^2 以上の住戸数：	戸 $\geq$ 全住戸数の2/3（ 戸）		
	住宅以外の用途の有無：			
	☐ あり（用途： ，延べ面積 $m^2 <$ 延べ面積の1/2） ☐ なし			
	設計住宅性能評価書の取得日	：	年 月 日	
	建設住宅性能評価書の取得日	：	年 月 日	
経過等	・計画認定 年 月 日（ 第 号） ・変更計画認定 年 月 日（ 第 号） ・入居開始予定 年 月 日			
誓約事項 (了承されましたら、 □に✓を入れてください)	☐ 大阪市子育て安心マンション認定制度要綱の遵守を誓約します。			
確認事項 (確認されましたら、 □に✓を入れてください)	☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。 ☐ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。 ☐ 法第2条第2号に規定する暴力団の利益になるような計画ではありません。 注意 1 暴力団排除のため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。 2 暴力団排除のため、法人の役員名簿等の提出を求めることがあります。			

(様式 8)

第 号

年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 竣工認定証

年 月 日付けで申請のあった下記の計画について、大阪市子育て安心マンション
認定制度要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき竣工認定します。

記

1 計画の名称

2 計画の位置

大阪市 区

(様式9)

第 号

年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 竣工を認定しない旨の通知書

年 月 日付けで竣工認定申請のあった以下の計画について、審査の結果、認定の要件に沿っていないと認められるため、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第9条第5項の規定に基づき、認定しないことを通知します。

記

1 計画の名称

2 計画の位置

大阪市 区

3 竣工を認定しない理由

(様式 10) 認定プレート

1. 大 き さ 幅 210 ミリメートル×高さ 220 ミリメートル
2. 材質 ステンレス SUS304
3. 板厚 1.5 ミリメートル



【注意事項】

本市の許可なく、上記の認定マークを使うことは禁じます。

(様式11)

年 月 日

大 阪 市 長

(維持管理責任者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 子育て支援開始届

年 月 日付けで竣工認定を受けた下記の計画において、子育て支援を開始するので、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 名称 (マンション名)

2 位置 (住居表示)

大阪市 区

3 子育て支援内容

4 開始予定年月日

年 月 日

5 誓約事項 (了承されましたら、□にレを入れてください)

☐ 大阪市子育て安心マンション認定制度要綱の遵守を誓約します。

(様式 12)

子育て支援実施予定表

(枚目 / 枚中)

子育て支援の内容	
対象者	☐ 子育て世帯のみが対象 ☐ 子育て世帯以外も対象
	☐ マンション居住者に限定 ☐ 居住者以外も利用可能
実 施 主 体	名称
	連絡先 担当者名 : 電話 : () FAX : () E-mail : @
地域・NPO等との連携	☐ 連携している (団体名 :) ☐ 連携していない
提供場所	☐ キッズルーム ☐ 集会所 ☐ その他 ()
具体的な スケジュール・ 子育て支援の内容	※開始後1年間の活動内容・予定がわかるように記載してください。

【注意事項】

- ・子育て支援の内容が複数に渡る場合は、個別に作成してください。

(様式13)

年 月 日

大 阪 市 長

(維持管理責任者)

住 所

氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 維持管理状況報告書

年 月 日付で竣工認定を受けた下記のマンションについて、大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第11条第4項の規定に基づき、維持管理の状況を報告します。

記

1 名称（マンション名）

2 位置（住居表示）

大阪市 区

3 報告区分（該当する□を塗りつぶしてください）

大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第9条第1項の認定を受けた日から

☐1年目 ☐2年目 ☐3年目

4 誓約事項（了承されましたら、□にレを入れてください）

☐ 大阪市子育て安心マンション認定制度要綱の遵守を誓約します。

(様式14)

子育て支援実施経過報告書

(枚目／ 枚中)

子育て支援の内容	
対象者	☐ 子育て世帯のみが対象 ☐ 子育て世帯以外も対象
	☐ マンション居住者に限定 ☐ 居住者以外も利用可能
実 施 主 体	名称
	連絡先 担当者名 : 電話 : () FAX : () E-mail : @
地域・NPO等との連携	☐ 連携している (団体名 :) ☐ 連携していない
提供場所	☐ キッズルーム ☐ 集会所 ☐ その他 ()
実施内容	内容 :
	時期・回数 :
	参加人数 : マンション居住者 名 マンション居住者以外 名

【注意事項】

- ・該当する□を選んで、塗りつぶし、() 内等に必要事項を記入してください。
- ・子育て支援の内容が複数に渡る場合は、個別に作成してください。
- ・写真やチラシ、管理報告書等、実施内容を説明する資料を添付してください。

大 阪 市 長

住 所
氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 維持管理責任者選任届出書

下記の大阪市子育て安心マンションにおいて維持管理責任者を $\left(\begin{array}{c} \text{選任した} \\ \text{変更した} \end{array} \right)$ ので、大阪市
子育て安心マンション認定制度要綱第 条第 項の規定に基づき届け出ます。

記

1 竣工認定年月日等 年 月 日 (第 号)

2 名称 (マンション名)

3 位置 (住居表示)

大阪市 区

4 維持管理責任者

所属		
(ふりがな) 氏 名		
連絡先	住所：	
	電話：()	FAX：()
	E-mail：	
誓約事項 (了承されましたら、 □にレを入れてください)	☐ 大阪市子育て安心マンション認定制度要綱の遵守を誓約します。	

大 阪 市 長

住 所
氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 認定取消申出書

下記のマンションについて、大阪市子育て安心マンション認定要綱第 13 条第 1 項第 号の規定に基づき、認定を取り消したいので申し出ます。

記

1 名称（計画名称又はマンション名）

2 計画の位置（住居表示）

大阪市 区

3 申出内容

認定の区分	認定年月日・認定番号	申出理由
☐ 計画認定	(年 月 日 号) 第	
☐ 変更計画認定	(年 月 日 号) 第	
☐ 竣工認定	(年 月 日 号) 第	

【注意事項】

- ・取消しを申し出る認定の区分を選んで、☐を塗りつぶしてください。
- ・竣工認定を取り消す場合は、それに係る計画認定、変更計画認定も同時に取り消すこととなりますので、それぞれ該当する認定年月日・認定番号を記入してください（計画認定を受けずに竣工認定のみを受けたマンションは除く）。
- ・登記簿等、その他必要な書類を求める場合があります。

(様式17)

第 号

年 月 日

様

大 阪 市 長

公印

大阪市子育て安心マンション認定制度 認定取消通知書

下記の大阪市子育て安心マンションについて、認定を取り消したので大阪市子育て安心マンション認定制度要綱第13条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 名称（計画名称又はマンション名）

2 位置（住居表示）

大阪市 区

3 取消理由



【注意事項】

本市が提供する電子データを色や形状を加工せずに使用すること。

本市の許可なく、上記の認定マークを使うことは禁じます。

(様式19)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所
氏 名

大阪市子育て安心マンション認定制度 申請取下届出書

下記のマンションについて、大阪市子育て安心マンション認定要綱第5条第8項の規定に基づき、申請を取り下げたいので届け出ます。

記

1 名称（計画名称又はマンション名）

2 申請年月日 年 月 日

3 計画の位置
大阪市 区

4 取下げ理由